

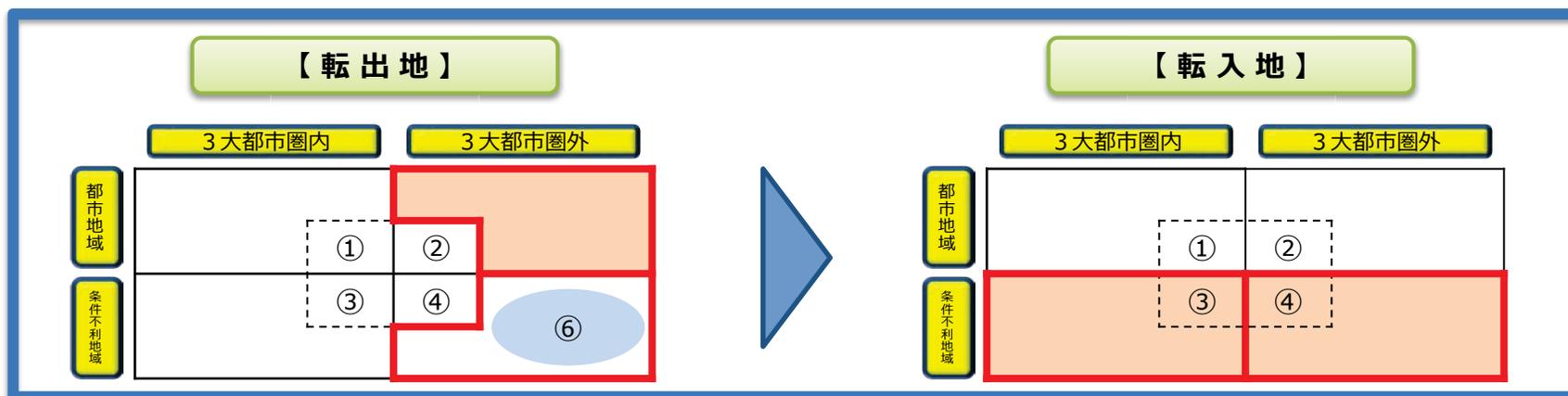


# 地域おこし協力隊員の地域要件について

【原則Ⅱ】 **趣旨**：より条件が不利である地方部の取組を支援する

転出地：3大都市圏外の都市地域（政令指定都市（②）を除く）、  
3大都市圏外の一部条件不利地域（⑥）のうち条件不利区域以外の区域

転入地：（3大都市圏の内外を問わず）全部条件不利地域、条件不利区域



【例 外】 **隊員経験者**（一定期間（2年以上）隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の者）又は  
**JETプログラム終了者**（一定期間（2年以上）JET参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の者）が、  
他の地域（3大都市圏外のすべての市町村、3大都市圏内の条件不利地域）で  
地域協力活動する場合も特別交付税措置の対象

◆ 都道府県分については、上記地域要件を準用して各隊員の住民票の移動を把握することで、特別交付税措置の対象範囲を判断する。